

# 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会事務処理規程

平成 19 年 3 月 30 日制定

改正平成 23 年 6 月 24 日

一部改正平成 24 年 3 月 14 日

一部改正平成 26 年 5 月 30 日

一部改正平成 27 年 7 月 1 日

## (目 的)

第 1 条 この規程は、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会(以下「協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

## (事務処理の原則)

第 2 条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

## (事務処理体制)

第 3 条 協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織)	責任者
一 事業計画の認定支援に係る事務	岐阜県土地改良事業団体連合会	総務部長
二 広域協定の指導・審査に係る事務	岐阜県土地改良事業団体連合会	総務部長
三 推進・指導に係る事務	岐阜県土地改良事業団体連合会	総務部長
四 交付・申請事務支援に係る事務	岐阜県土地改良事業団体連合会	総務部長
五 その他多面的機能支払推進交付金に係る事務	岐阜県土地改良事業団体連合会	総務課長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る岐阜県農地・水・環境保全推進協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る岐阜県農地・水・環境保全推進協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

## (雑 則)

第 4 条 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号)、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、

会長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。